

令和2年5月14日

「第24回堺市中心市街地活性化協議会」の書面開催について

堺市中心市街地活性化協議会  
会長 隈元英輔

拝啓 軽暑の候、堺市中心市街地活性化協議会委員の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、先日ご案内の通り「第24回堺市中心市街地活性化協議会」は書面での開催とさせていただくこととなりましたが、本日会議資料をお送りいたします。

本会議で予定しております議事は下記の通りでございます。委員の皆様におかれましては、ご審議の上同封致しました「書面表決書」にて5月27日(水)までにご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

【第24回堺市中心市街地活性化協議会議事次第】

1. 報告事項 

第1号	堺市中心市街地活性化協議会委員の交代について
第2号	堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の交代について
第3号	堺市中心市街地活性化基本計画の変更及び 内閣総理大臣認定について
  
2. 議案 

第1号	令和元年度事業報告
第2号	令和元年度決算報告
第3号	令和2年度事業計画(案)
第4号	令和2年度予算(案)

以上

## 添 付 書 類

### ○報告事項資料

- ・ 第 1 号 堺市中心市街地活性化協議会委員の交代について
- ・ 第 2 号 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の交代について
- ・ 第 3 号 堺市中心市街地活性化基本計画の変更及び内閣総理大臣認定について  
堺市中心市街地活性化基本計画新旧対照表

### ○議案書

- ・ 第 1 号 令和元年度事業報告
- ・ 第 2 号 令和元年度決算報告
- ・ 第 3 号 令和 2 年度事業計画(案)
- ・ 第 4 号 令和 2 年度予算(案)

### ○参考資料

- ・ 参考資料 1-1 堺市中心市街地活性化協議会名簿（令和 2 年 1 月 1 日現在）
- ・ 参考資料 1-2 堺市中心市街地活性化協議会名簿（令和 2 年 4 月 1 日現在）
- ・ 参考資料 2 堺市中心市街地活性化協議会規約（令和 2 年 5 月 1 日改正）
- ・ 参考資料 3-1 堺市中心市街地活性化協議会幹事会名簿（令和 2 年 1 月 1 日現在）
- ・ 参考資料 3-2 堺市中心市街地活性化協議会幹事会名簿（令和 2 年 4 月 1 日現在）
- ・ 参考資料 4 堺市中心市街地活性化協議会幹事会規程（平成 3 1 年 1 月 1 0 日改正）

### ○書面表決書

議案毎の表決内容と住所・氏名とご捺印をいただいた上、同封の返信用封筒にて  
**5月27日(水)必着**で ご返送下さいますようお願い致します。

# 第24回堺市中心市街地活性化協議会 次第

日時 令和2年5月19日(火) 午後2時から  
場所 フェニーチェ堺 多目的室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 報告事項 第1号 堺市中心市街地活性化協議会委員の交代について

第2号 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の交代について

第3号 堺市中心市街地活性化基本計画の変更及び内閣総理大臣認定  
について

4. 議 案 第1号 令和元年度事業報告

第2号 令和元年度決算報告

第3号 令和2年度事業計画(案)

第4号 令和2年度予算(案)

5. その他

6. 閉 会

当初開催予定の次第

## 堺市中心市街地活性化協議会委員の交代について

堺市中心市街地活性化協議会規約 第9条第2項により、下記の者を堺市中心市街地活性化協議会委員に指名する。

### 記

#### 1. 堺市

堺市産業振興局                      局 長                      奈良 和典

以上

(根拠規程)

協議会規約 第9条第2項

委員が所属等の異動等により交代した場合は、その職に該当する者が委員の職を引き継ぐものとする。

## 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の交代について

堺市中心市街地活性化協議会幹事会規程 第5条により、下記の者を堺市中心市街地活性化協議会幹事に指名する。

### 記

1. 商業者として

堺銀座北商店街組合 会長 桑城 頼孝

2. 商業者として

株式会社高島屋 堺店店長 中村 倫子

3. 関係省庁

国土交通省近畿地方整備局 営繕部調整課長 中尾 裕

4. 堺市

堺市文化観光局 文化部 部長 勝真 雅之

5. 堺市

堺市産業振興局 商工労働部 部長 田中 伸五

6. 堺市

堺市建設局 自転車まちづくり部 部長 高橋 悦子

以上

(根拠規程)

幹事会規程 第5条

幹事は、会長が指名する者をもって充てる。

堺市中心市街地活性化基本計画の変更及び  
内閣総理大臣認定について（報告）

令和2年1月14日開催の中心市街地活性化協議会幹事会及び1月30日に開催の中心市街地活性化協議会で中心市街地活性化基本計画の計画期間の延長等の変更について妥当であるとの意見をいただいたところです。

その後、国の関係省庁から、下記のとおり内容変更について意見があったことから、前回の協議会にてお示した内容を一部変更し、2月25日付けで内閣府へ申請を行い、3月30日に内閣総理大臣認定を受けたことをご報告します。

記

○変更内容

支援措置を利用しなかった事業の「支援措置の内容及び実施時期」の記載を削除及び事業記載位置の変更

○新旧対照表（追加変更箇所のみ）

別紙参照

以上

堺市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は前回新旧対照表からの変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項					6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項				
[2] 具体的事業の内容					[2] 具体的事業の内容				
(1)法に定める特別の措置に関する事業					(1)法に定める特別の措置に関する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(4)に移設</u>					<u>事業名: 中心市街地における共同住宅供給の促進</u>	<u>堺市 (供給主体は民間)</u>	<u>認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域における良質な住宅を供給する取り組みへの支援により、民間事業を促進するものであり、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。</u>	<u>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業(中心市街地共同住宅供給タイプ))</u>	
					<u>内容: 中心市街地における良質な共同住宅の供給を支援</u>			<u>[実施時期] 平成28年度～平成31年度</u>	
					<u>実施時期: 平成28年度～令和元年度</u>				
(4) 国の支援措置のないその他の事業					(4) 国の支援措置のないその他の事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名: 中心市街地における共同住宅供給の促進</u>	<u>堺市 (供給主体は民間)</u>	<u>認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域における良質な住宅を供給する取り組みへの支援により、民間事業を促進するものであり、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。</u>			<u>(1)から移設</u>				
<u>内容: 中心市街地における良質な共同住宅の供給を支援</u>									
<u>実施時期: 平成28年度～令和元年度</u>									
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項					7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項				
[2] 具体的事業の内容					[2] 具体的事業の内容				
(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業					(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>削除</u>					<u>事業名: ガシ横エリアを核とした堺東商店街活性化プロジェクト</u>	<u>堺東駅前商店街協同組合、堺東商店街商業協同組合、堺銀座南商店街、民間事業者</u>	<u>テナントミックス事業に伴う施設リニューアル及び地域の景観を配慮した商業基盤施設の整備(アーチ、アーケード、ビル壁面等の改修)などのハード事業を実施する。</u>	<u>[支援措置] 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金(中心市街地活性化支援事業)のうち先導的・実証的</u>	
					<u>内容: 堺東の魅力向上につながるハード・ソフトの商店街活性化事業</u>		<u>また、来街者の回遊を促進するイベントや、外国人観光客の集客力を高める取組みなどのソ</u>		
					<u>実施時期: 平成28年度～</u>				

削除				

		平成 31 年度		フト事業を実施する。 これら地域ニーズに対応した 堺東の魅力向上につながるハード・ソフトの商店街活性化事業により、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[実施時期] 平成 31 年度
		事業名: 空き店舗の一時利用事業  内容: 中心市街地の魅力向上につながる空き店舗対策事業  実施時期: 平成30年度～平成31年度	商店街、民間事業者	中心市街地内の事業者、商店街等が、商店街やその周辺にある空き店舗を借り出し、或いは、空き店舗所有者と共同し、若者、女性やシニアなどの創業希望者、堺市内外の出店希望者などに、空き店舗を店舗施設として短期で貸し付ける事業を実施する。 空き店舗の流動化、及び、創業者等の支援により、商店街並びに中心市街地の活性化を図る。 「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち先導的・実証的  [実施時期] 平成 31 年度

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名: ガシ横エリアを核とした堺東商店街活性化プロジェクト  内容: 堺東の魅力向上につながるハード・ソフトの商店街活性化事業  実施時期: 平成 28 年度～令和元年度	堺東駅前商店街協同組合、堺東商店街商業協同組合、堺銀座南商店街、民間事業者	テナントミックス事業に伴う施設リニューアル及び地域の景観を配慮した商業基盤施設の整備（アーチ、アーケード、ビル壁面等の改修）などのハード事業を実施する。 また、来街者の回遊を促進するイベントや、外国人観光客の集客力を高める取組みなどのソフト事業を実施する。 これら地域ニーズに対応した堺東の魅力向上につながるハード・ソフトの商店街活性化事業により、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業  [実施時期] 平成 29 年度～平成 30 年度  [支援措置] 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支	

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名: ガシ横エリアを核とした堺東商店街活性化プロジェクト【再掲】  内容: 堺東の魅力向上につながるハード・ソフトの商店街活性化事業  実施時期: 平成 28 年度～平成 31 年度	堺東駅前商店街協同組合、堺東商店街商業協同組合、堺銀座南商店街、民間事業者	テナントミックス事業に伴う施設リニューアル及び地域の景観を配慮した商業基盤施設の整備（アーチ、アーケード、ビル壁面等の改修）などのハード事業を実施する。 また、来街者の回遊を促進するイベントや、外国人観光客の集客力を高める取組みなどのソフト事業を実施する。 これら地域ニーズに対応した堺東の魅力向上につながるハード・ソフトの商店街活性化事業により、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	[支援措置] 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業  [実施時期] 平成 29 年度～平成 30 年度  [支援措置] 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支	



			援事業)のうち 調査事業、専門 人材活用支援 事業  [実施時期] 令和元年度	
(4)に移設				

			援事業)のうち 調査事業、専門 人材活用支援 事業  [実施時期] 平成31年度	
事業名: <u>空き店舗の一時利用事業【再掲】</u>  内容: <u>中心市街地の魅力向上につながる空き店舗対策事業</u>  実施時期: <u>平成30年度～平成31年度</u>	商店街、民間事業者	中心市街地内の事業者、商店街等が、商店街やその周辺にある空き店舗を借り出し、或いは、 <u>空き店舗所有者と共同し、若者、女性やシニアなどの創業希望者、堺市内外の出店希望者などに、空き店舗を店舗施設として短期で貸し付ける事業を実施する。</u> <u>空き店舗の流動化、及び、創業者等の支援により、商店街並びに中心市街地の活性化を図る。</u> <u>「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</u>	[支援措置] 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金(中心市街地活性化支援事業)のうち調査事業、専門人材活用支援事業  [実施時期] 平成31年度	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名: <u>空き店舗の一時利用事業</u>  内容: <u>中心市街地の魅力向上につながる空き店舗対策事業</u>  実施時期: <u>平成30年度～令和元年度</u>	商店街、民間事業者	中心市街地内の事業者、商店街等が、商店街やその周辺にある空き店舗を借り出し、或いは、 <u>空き店舗所有者と共同し、若者、女性やシニアなどの創業希望者、堺市内外の出店希望者などに、空き店舗を店舗施設として短期で貸し付ける事業を実施する。</u> <u>空き店舗の流動化、及び、創業者等の支援により、商店街並びに中心市街地の活性化を図る。</u> <u>「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</u>		

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(2) ②から移設				

## 令和元年度事業報告書

### 1. 堺市中心市街地活性化協議会、各会議の開催

#### (1) 堺市中心市街地活性化協議会の開催

① 第22回 協議会 令和元年6月18日(火) 開催  
議 案

- ・ 堺市中心市街地活性化協議会規約の一部改正について
- ・ 平成30年度事業報告及び決算報告
- ・ 令和元年度事業計画(案)及び予算(案)
- ・ 堺市との間の協定について

報告事項

- ・ 堺市中心市街地活性化協議会監事の交代について
- ・ 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の交代について

② 第23回 協議会 令和2年1月30日(木) 開催  
議 案

- ・ 堺市中心市街地活性化基本計画の変更について

報告事項

- ・ 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の交代について
- ・ 堺市中心市街地活性化協議会幹事会副幹事長の交代について
- ・ まちづくり部会の取組報告について

その他

- ・ 中心市街地での事業について  
「堺東駅南地区市街地再開発事業」  
「市民会館の建て替え」  
「堺保健センター・市民駐車場等整備事業の概要」  
「市民交流広場整備事業の概要」  
「堺グランドデザイン2040」  
「博愛ビル活用事業」

#### (2) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会の開催

① 第20回 幹事会 令和元年5月21日(火) 開催  
報告事項

- ・ 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の交代について

#### 協議会案件

- ・ 堺市中心市街地活性化協議会規約の改正について
- ・ 平成30年度事業報告及び決算報告
- ・ 令和元年度事業計画（案）及び予算（案）
- ・ 堺市との間の協定について

#### ② 第21回 幹事会 令和2年1月14日（火）開催

##### 報告事項

- ・ 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の交代について
- ・ 堺市中心市街地活性化協議会幹事会副幹事長の交代について
- ・ まちづくり部会の取組報告について

##### 協議会案件

- ・ 堺市中心市街地活性化基本計画の変更について

##### その他

- ・ 中心市街地での事業について  
「博愛ビル活用事業」

#### (3) プロジェクトチーム会議等

- ・ 3地区合同イルミネーション2019会議 9回開催
- ・ 堺東商店街自転車対策検討プロジェクトチーム会議 12回開催

## 2. 堺桜彩イルミネーション2019事業

- ・ 令和元年11月29日（金）～令和2年1月15日（水）、大小路筋歩道街路樹を中心として堺東駅前、堺駅前、M i n a さかい（堺市市民交流広場）などを一体的に、イルミネーションを飾りつけることで、中心市街地の冬の景観を演出しました。  
また、大阪の夜を彩る光のミュージアム「大阪・光の饗宴2019」のエリアプログラムへも参加しました。
- ・ 令和元年11月29日（金）、堺桜彩イルミネーション2019点灯式開催  
錦西小学校音楽隊、熊野小学校少年音楽隊による演奏、堺少女歌劇団によるダンスの後、ファンファーレとともにイルミネーションを点灯しました。
- ・ 協賛企業への広報活動、協賛依頼活動  
中心市街地の企業・団体・個人にイルミネーション事業への協賛金の協力をお願いしました。結果、77企業・団体・個人様から1,911,000円のご協賛をいただくことができました。協賛者様の名前をイルミネーションチラシの裏面に印刷し配布しました。
- ・ フォトコンテストの開催  
堺桜彩イルミネーションを被写体としたフォトコンテストを開催し、56作品の

応募をいただきました。コンテスト終了後は、応募作品の一部を堺市役所本館1階エントランスホールに展示するなど、回遊性と賑わいの創出を図りました。

- ・桜彩メニュー・クーポンの提供

商店街の方々が主となり協力店舗への参加の呼び掛けを行っていただき、3エリア計14店舗から、メニュー・クーポンのご協力をいただきました。

- ・堺プロジェクションアート・アワード（市事業）との連携

堺プロジェクションアート・アワードと連携し、ポスター・チラシデザインの一体化や、事業実施期間、点灯式の統一化など、イルミネーションとプロジェクションアート・アワードを融合し、各ポイントをつないだスタンプラリーを実施するなど回遊性と賑わいの創出を図りました。

- ・市内小学校との連携

熊野小学校・市小学校の児童にクリスマスリース製作のご協力をお願いし、“クリスマスリースの飾り”“壁への飾り付け”をはじめ、冬のお花見空間を演出しました。

### 3. 堺東商店街自転車対策検討プロジェクトチーム会議

- ・堺東商店街において、自転車と共生するまちづくりをめざして、商業者と地域関係者及び行政が協働して、プロジェクトチームが主体となって検討を進めました。
- ・毎月8日をマナーアップデートと定め、啓発活動を行いました。12回開催。

- ・「自転車マナーアップ協力店」の募集

堺東商店街の自転車マナーの向上を目的とした協力店舗加盟店27店舗に対し、11月の大阪府の「自転車マナーアップ強化月間」ポスター配布に合わせて、協力をお願いする事項を示した文書を配布しました。

### 4. 「まちづくり部会」の開催

まちづくり部会は会議の企画から運営に至るまで、民主体による取り組みを進めており、平成29年度に自ら導出した5事業が堺市中心市街地活性化基本計画に追加記載されるなど、活発な活動を行ってきています。令和元年度には以下の活動を行いました。

- ・まちづくり部会 2回開催
- ・まちづくり部会世話役会議（各チーム代表・行政担当部局で構成）10回開催
- ・まちづくり部会チーム別会議の開催

チームTE（伝統産業で集客する） 9回開催

体験の商品化、体験の場づくりを進めている。令和元年度は、オープンファクトリーの視察(燕三条)等を行い、有料の体験商品(注染、和晒、昆布、線香、蜻蛉玉)の試作、及び、体験できる施設の開設(線香)に取り組んだ。

#### SCC（自転車で回遊させる） 12回開催

自転車で回遊することで堺の魅力を知らせる「SAKAI 散走(さんそう)」の普及と、コミュニティサイクルの高度化をめざし活動している。令和元年度は、散走と散走アンバサダー養成講座を実施した。さらに、自転車による産業振興とまちづくりを両立させている事例を研究し(栃木県鹿沼市)、チームTEや堺の商人との連携による新たな散走を試行した。

#### 堺の商人（堺東・山之口・堺の商店が共同して盛り上げる） 11回開催

個店が持つノウハウやサービスを新たな商品に仕立て上げる目的で「ほんまもん事業」を実施している。令和元年度は、事前に講師を迎え、話し方教室やSNS活用講座を開催した上で、まちなか講座「第3回、ほんまもんを学ぶ」を実施した。また、空き店舗の一時活用については、新たに「空きSP(スペース)活用」チームとして活動することにし、「空き家、空き店舗活用促進事業」への取り組みを開始した。

## 令和元年度 決算報告書

自 平成31年4月1日  
至 令和2年3月31日

## 1. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	摘要
負担金	21,000,000	21,000,000	堺市負担金
	3,750,000	3,750,000	堺まちづくり株式会社負担金
	500,000	500,000	堺商工会議所負担金
協賛金	2,000,000	1,911,000	
補助金	12,500,000	12,251,998	堺市補助金（堺市中心市街地活性化事業支援補助金）
利息	0	22	預金利息
当期収入合計	39,750,000	39,413,020	
前期繰越 収支差額	534,323	534,323	平成30年度繰越金
収入合計	40,284,323	39,947,343	

## 2. 支出の部

(単位：円)

項目	当初予算額	決算額	摘要
会議費	130,000	164,540	会議開催費 等
旅費交通費	5,000	1,760	イルミネーション関連交通費 等
消耗品費	1,000,000	919,592	イルミネーション資材費、スタンプラリー資材費 等
印刷製本費	400,000	182,750	チラシ、フォトコンテスト作品印刷費 等
光熱水料費	100,000	79,357	イルミネーション電気使用料
支払手数料	15,000	7,999	振込手数料
租税公課	30,000	11,000	印紙代、証紙代
委託料	29,230,000	29,062,400	協議会事務局、イルミ企画調整費、巡回警備業務費等
工事費	9,200,000	8,965,000	イルミネーション設置等工事費
諸謝金	100,000	81,500	イルミネーション点灯式司会者等謝礼
通信運搬費	50,000	66,819	切手代、フォトコンテスト商品郵送費 等
雑費	20,000	56,430	LED保管庫費用 等
広告宣伝費	0	13,662	ホームページ作成分担金
予備費	4,323	0	
計	40,284,323	39,612,809	

## 3. 収支決算額

収入の部	39,947,343 円
支出の部	39,612,809 円
収支差額	334,534 円（令和2年度へ繰越）

# 監 査 報 告 書

令和2年 4 月 14 日

堺市中心市街地活性化協議会  
会 長 隈 元 英 輔 様

堺市中心市街地活性化協議会

監 事 松 下 繁 雄 

監 事 市 川 行 則 

堺市中心市街地活性化協議会規約第15条に基づく経費について、令和元年度堺市中心市街地活性化協議会の収支決算書及び会計簿・証拠書類並びにその他関係書類について監査を行った結果、いずれも適正であると認めますので、同規約第16条第3項に基づき報告いたします。

以上

## 令和2年度事業計画（案）

### 1. 堺市中心市街地活性化協議会、各会議の開催について

本協議会は、認定を受けた「堺市中心市街地活性化基本計画」の実施に際し、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に必要な事項について協議を行う。

- (1) 堺市中心市街地活性化協議会
- (2) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会
- (3) 堺東合同ワーキンググループ会議
- (4) プロジェクトチーム会議

### 2. 堺桜彩イルミネーション2020事業について

(設置場所及び設置内容)

- ・大小路筋歩道街路樹を中心としたイルミネーションの飾りつけを行う。事業の詳細については、堺桜彩イルミネーション2020合同会議等が主体となって、協議した上で決定する。

(方針)

- ・商業者、地域関係者及び行政が協働し、中心市街地全体の活性化へ繋がるよう事業を進める。
- ・中心市街地の企業・団体から協賛を募りながら事業を進める。

(点灯期間)

- ・令和2年12月1日（火）～令和3年1月15日（金）（予定）

(実施内容)

- ・イルミネーション点灯式の実施
- ・大小路筋歩道街路樹を中心としたイルミネーション
- ・大阪の夜を彩る光のミュージアム「大阪・光の饗宴2020」のエリアプログラムへの参画



### 3. 堺東商店街自転車対策検討プロジェクトチーム会議について

- ・堺東商店街において、中心市街地活性化に資する自転車と共生するまちづくりをめざして、商業者と地域関係者及び行政が協働して、プロジェクトチームが主体となって検討を進めていく。
- ・「堺東商店街自転車マナーアップデー」の実施  
毎月8日 18時～18時30分（土日祝の場合は翌日）。
- ・放置自転車問題や商店街内での自転車押し歩きを推進するため、啓発活動に協力いただける「自転車マナーアップ協力店」の募集拡大

### 4. まちづくり部会について

まちづくり部会において導出し、堺市中心市街地活性化基本計画に追加記載された事業について、引き続き民間事業者が主体となり事業を実施する。また、これらの事業を継続・発展させるための主体や方法を検討し、実現に向けた協議調整を推進していく。令和2年度のチーム別活動方針は以下のとおりである。

#### チームTE（伝統産業で集客する）

- ・研修、視察を行いながら、体験商品のPR・販売、体験の場の増設を図っていく。

#### SCC（自転車で回遊させる）

- ・SAKAI 散走を普及させ、散走アンバサダー養成講座を開催する。
- ・他チームとの連携による散走を、企画・実施していく。
- ・堺市のコミュニティサイクルの高度化事業との関わり方を検討する。

#### 堺の商人（商人が共同して盛りあげる）

- ・「ほんまもん事業」の魅力向上、PR強化による継続を検討する。

#### 空きSP活用

- ・空き店舗や空き家の魅力的な活用を促進するネットワークづくり、取り組みを行う。

### 5. 中心市街地活性化のための協働化事業について

堺東合同ワーキンググループ会議やまちづくり部会、各種プロジェクトチーム会議での協議を通じ、中心市街地190ha全域や、各地域それぞれの取組みの相互連携を図り、相乗効果によるまちの賑わい創出に向けた取組みを推進していく。

快適な暮らしとまちの賑わいが持続する中心市街地の再生により、堺の玄関にふさわしいまちの顔づくりが実現できるように、堺・山之口・堺東の3エリアを横断的に連携して190haの一体性を高めるとともに、居住者・生産者・商業者・来街者・行政それぞれの観点から取組みの意義を再点検してブラッシュアップを図るための議論を交わしていく。

## 令和2年度 予算(案)

## 1. 収入の部

(単位:円)

項目	予 算	摘要
負担金	21,000,000	堺市負担金
	7,250,000	堺まちづくり株式会社負担金
	500,000	堺商工会議所負担金
協賛金	2,000,000	
補助金	19,500,000	堺市補助金(堺市中心市街地活性化事業支援補助金)
利息	0	預金利息
当期収入合計	50,250,000	
前期繰越 収支差額	334,534	令和元年度繰越金
収入合計	50,584,534	

## 2. 支出の部

(単位:円)

項目	金 額	摘要
会議費	137,500	会議開催費等
旅費交通費	3,000	
消耗品費	8,790,000	イルミネーション資材費、スタンプラリー資材費等
印刷製本費	200,000	チラシ、フォトコンテスト作品印刷費等
光熱水料費	100,000	イルミネーション電気使用料
支払手数料	8,000	振込手数料
租税公課	10,000	印紙代、証紙代
委託料	29,100,000	協議会事務局、イルミ企画調整費、巡回警備業務費等
工事費	11,000,000	イルミネーション設置等工事費
諸謝金	82,000	イルミネーション点灯式司会者等謝礼
通信運搬費	70,000	切手代、フォトコンテスト商品郵送費等
雑費	660,000	LED保管庫費用など
広告宣伝費	300,000	ホームページ作成費
予備費	124,034	
計	50,584,534	

収入の部	50,584,534
支出の部	50,584,534
収支差額	0

## 堺市中心市街地活性化協議会名簿

令和2年1月1日現在(敬称略)

	氏名	所属・役職等	備考
委 員	隈元 英輔	堺まちづくり株式会社 代表取締役	共同設置者 (会長)
	野口 徹	堺商工会議所 専務理事	共同設置者 (副会長)
	辰野 邦次	堺市商店連合会 会長	商業者
	久保 照男	堺区自治連合協議会 会長	地域代表者
	山口 典子	堺市消費生活協議会 会長	消費者
	奥野 圭作	大小路界限『夢』倶楽部 代表幹事	まちづくり組織
	二上 始	堺東駅南地区再開発株式会社 代表取締役	再開発事業者
	木原 久友	南海電気鉄道株式会社 経営政策室 沿線価値創造部長	交通事業者
	松平 康一	南海バス株式会社 常務取締役企画部長	交通事業者
	上田 典生	阪堺電気軌道株式会社 常務取締役 総務部長	交通事業者
	出原 マドカ	堺ホテル協会 東横INN堺東駅 支配人	観光事業者
	松本 隆信	関西電力株式会社 大阪南営業部 ビジネス営業グループ マネージャー	地域経済
	高橋 聖	大阪ガス株式会社 南部地区 支配人	地域経済
	土井 隆	株式会社 日本政策金融公庫 堺支店 国民生活事業統轄	地域経済
	北田 靖浩	中心市街地整備推進機構(堺市住宅供給公社) 理事長	まちづくり組織
	福岡 芳明	国土交通省近畿地方整備局 営繕部 営繕調査官	関係省庁
	宮前 誠	堺市文化観光局 局長	堺市
	花野 健治	堺市産業振興局 局長	堺市
	窪園 伸一	堺市建築都市局 局長	堺市
中辻 益治	堺市建設局 局長	堺市	
監 事	松下 繁雄	大阪ガス株式会社 南部地区 副支配人	地域経済
	市川 行則	堺市建築都市局 都市再生部 都心まちづくり課 課長	堺市
オ ブ ザ ー バ ー	大原 克則	大阪府堺警察署 署長	関係機関
	三本 泰明	一般財団法人 民間都市開発推進機構 企画部 調査計画課長 兼 中心市街地活性化支援室長	関係機関
	松沢 亨	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室長	関係機関
	八木橋 功	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社 都市再生業務部 事業企画課担当課長	関係機関

## 堺市中心市街地活性化協議会名簿

令和2年4月1日現在(敬称略)

	氏名	所属・役職等	備考
委 員	隈元 英輔	堺まちづくり株式会社 代表取締役	共同設置者 (会長)
	野口 徹	堺商工会議所 専務理事	共同設置者 (副会長)
	辰野 邦次	堺市商店連合会 会長	商業者
	久保 照男	堺区自治連合協議会 会長	地域代表者
	山口 典子	堺市消費生活協議会 会長	消費者
	奥野 圭作	大小路界限『夢』倶楽部 代表幹事	まちづくり組織
	二上 始	堺東駅南地区再開発株式会社 代表取締役	再開発事業者
	木原 久友	南海電気鉄道株式会社 経営政策室 沿線価値創造部長	交通事業者
	松平 康一	南海バス株式会社 常務取締役企画部長	交通事業者
	上田 典生	阪堺電気軌道株式会社 常務取締役 総務部長	交通事業者
	出原 マドカ	堺ホテル協会 東横INN堺東駅 支配人	観光事業者
	松本 隆信	関西電力株式会社 大阪南営業部 ビジネス営業グループ マネージャー	地域経済
	高橋 聖	大阪ガス株式会社 南部地区 支配人	地域経済
	土井 隆	株式会社 日本政策金融公庫 堺支店 国民生活事業統轄	地域経済
	福岡 芳明	国土交通省近畿地方整備局 営繕部 営繕調査官	関係省庁
	宮前 誠	堺市文化観光局 局長	堺市
奈良 和典	堺市産業振興局 局長	堺市	
窪園 伸一	堺市建築都市局 局長	堺市	
中辻 益治	堺市建設局 局長	堺市	
監 事	松下 繁雄	大阪ガス株式会社 南部地区 副支配人	地域経済
	市川 行則	堺市建築都市局 都市再生部 都心まちづくり課 課長	堺市
オ ブ ザ ー バ ー	奈良澤 光昭	大阪府堺警察署 署長	関係機関
	三本 泰明	一般財団法人 民間都市開発推進機構 企画部 調査計画課長 兼 中心市街地活性化支援室長	関係機関
	松沢 亨	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室長	関係機関
	八木橋 功	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社 都市再生業務部 事業企画課担当課長	関係機関

## 堺市中心市街地活性化協議会規約

最終改正 令和2年4月24日

### (協議会の設置)

第1条 堺まちづくり株式会社及び堺商工会議所は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

### (名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、堺市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第3条 協議会は、堺市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、堺市が作成する中心市街地活性化基本計画、並びに認定基本計画の実施に関し、必要な事項を協議し、その実施に寄与することを目的とする。

### (活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 堺市が作成する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画並びにその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) 中心市街地の活性化のための研修会等の実施
- (6) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること
- (7) その他中心市街地の活性化に関すること

### (協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、堺市堺区中瓦町2丁3番18号堺まちづくり株式会社内に置く。

(協議会の構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 堺まちづくり株式会社
- (2) 堺商工会議所
- (3) 堺市
- (4) 法第15条第4項 第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第5号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

3 前項の申出により協議会の構成員となつた者は、第1項第5号に規定する者でなくなつたとき、又はなくなつたと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第7条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第8条 会長は、堺まちづくり株式会社の代表取締役をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第9条 委員は、第6条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

- 2 委員が所属等の異動等により交代した場合は、その職に該当する者が委員の職を引き継ぐものとする。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、代理出席を合わせて半数以上の出席をもって成立し、その議決については出席者の過半数の同意を必要とする。

5 会議の決議において、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第11条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、その委員は会議に出席したものとみなす。

2 会長は、緊急を要する事項または簡易な事項については、書面により各委員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。

3 会長は、緊急の事態等により協議会を開催できない場合、書面により各委員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。

(協議結果の尊重)

第12条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第13条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、堺まちづくり株式会社が処理する。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、負担金、補助金、繰越金その他の収入により負担するものとする。

(協議会の監査)

第16条 協議会の出納を監査するため、監事2名を置く。

2 監事は、会長が指名する者をもって充てる。

3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、堺まちづくり株式会社がこれを決算する。

(補 則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成19年11月30日から施行する。

附則（平成21年7月23日）

この規約は、平成21年8月1日から施行する。

附則（平成23年10月12日）

この規約は、平成23年11月1日から施行する。

附則（平成25年3月21日）

この規約は、平成25年3月21日から施行する。

附則（平成25年3月27日）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成31年2月1日）

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和元年6月18日）

この規約は、令和元年7月1日から施行する。

附則（令和2年4月24日）

この規約は、令和2年5月1日から施行する。



## 堺市中心市街地活性化協議会幹事会名簿

令和2年1月1日現在(敬称略)

氏名	所属・役職等	備考
野口 和義	堺まちづくり株式会社 事務局 局長	共同設置者 (幹事長)
久保 直樹	堺商工会議所 事務局 局長	共同設置者 (副幹事長)
阪本 雅俊	堺銀座商店街 会長	商業者
小西 幹夫	堺東中瓦町商店街振興組合 副理事長	商業者
藪内 義理	堺銀座西商店街振興組合 理事長	商業者
矢本 憲久	堺東駅前商店街振興組合 理事長	商業者
今井 義夫	堺東駅南地区再開発株式会社 取締役	再開発事業者
高岡 武史	堺銀座南商店街 そや堺 ええ街づくり隊 隊長	商業者 まちづくり組織
本島 秀晃	堺銀座北商店街組合 会長	商業者
岡下 明人	堺東商店街商業協同組合 理事長	商業者
澤木 一仁	一九商店会 会長	商業者
片山 勇	堺山之口連合商店街振興組合 代表理事	商業者
坂口 庸一	堺駅前商店会 会長	商業者
奴井 保雄	熊野校区自治連合協議会 会長	地域自治会
西村 和男	安井校区自治連合協議会 会長	地域自治会
桂 春宜	市校区自治連合協議会 会長	地域自治会
西村 昭三	英彰校区自治連合協議会 相談役	地域自治会
下原 武雄	榎校区自治連合協議会 常任相談役	地域自治会
早川 弘	三国丘校区自治連合協議会 会長	地域自治会
大町むら子	堺市消費生活協議会 副会長	消費者
三田 耕三	大小路界限『夢』倶楽部 街並部 会長	まちづくり組織
山田 貴之	南海電気鉄道株式会社 経営政策室 沿線価値創造部 課長	交通事業者
秋元 克之	南海バス株式会社 企画課長	交通事業者
細川 勝行	株式会社 高島屋 堺店 店長	商業者
山崎 圭子	株式会社 ヤマハミュージックリテイリング 堺店 店長	商業者
長谷川 和彦	中心市街地整備推進機構(堺市住宅供給公社) 事務局 局長兼まちづくり担当	まちづくり組織
木下 賢司	国土交通省近畿地方整備局 営繕部 調整課長	関係省庁
佐藤 郁子	公益社団法人 堺観光コンベンション協会 事務局 局長	関係機関
左近 考明	堺市文化観光局 文化部 部長	堺市
森岡 宏行	堺市産業振興局 商工労働部 部長	堺市
澤中 健	堺市建築都市局 都市再生部 部長	堺市
加藤 雅明	堺市建設局 自転車まちづくり部 部長	堺市

## 堺市中心市街地活性化協議会幹事会名簿

令和2年4月1日現在(敬称略)

氏名	所属・役職等	備考
野口 和義	堺まちづくり株式会社 事務局 局長	共同設置者 (幹事長)
久保 直樹	堺商工会議所 事務局 局長	共同設置者 (副幹事長)
阪本 雅俊	堺銀座商店街 会長	商業者
小西 幹夫	堺東中瓦町商店街振興組合 副理事長	商業者
藪内 義理	堺銀座西商店街振興組合 理事長	商業者
矢本 憲久	堺東駅前商店街振興組合 理事長	商業者
今井 義夫	堺東駅南地区再開発株式会社 取締役	再開発事業者
高岡 武史	堺銀座南商店街 そや堺 ええ街づくり隊 隊長	商業者 まちづくり組織
桑城 頼孝	堺銀座北商店街組合 会長	商業者
岡下 明人	堺東商店街商業協同組合 理事長	商業者
澤木 一仁	一九商店会 会長	商業者
片山 勇	堺山之口連合商店街振興組合 代表理事	商業者
坂口 庸一	堺駅前商店会 会長	商業者
奴井 保雄	熊野校区自治連合協議会 会長	地域自治会
西村 和男	安井校区自治連合協議会 会長	地域自治会
桂 春宜	市校区自治連合協議会 会長	地域自治会
西村 昭三	英彰校区自治連合協議会 相談役	地域自治会
下原 武雄	榎校区自治連合協議会 常任相談役	地域自治会
早川 弘	三国丘校区自治連合協議会 会長	地域自治会
大町むら子	堺市消費生活協議会 副会長	消費者
三田 耕三	大小路界限『夢』倶楽部 街並部 会長	まちづくり組織
山田 貴之	南海電気鉄道株式会社 経営政策室 沿線価値創造部 課長	交通事業者
秋元 克之	南海バス株式会社 企画課長	交通事業者
中村 倫子	株式会社 高島屋 堺店 店長	商業者
山崎 圭子	株式会社 ヤマハミュージックリテイリング 堺店 店長	商業者
中尾 裕	国土交通省近畿地方整備局 営繕部 調整課長	関係省庁
佐藤 郁子	公益社団法人 堺観光コンベンション協会 事務局 局長	関係機関
勝真 雅之	堺市文化観光局 文化部 部長	堺市
田中 伸五	堺市産業振興局 商工労働部 部長	堺市
澤中 健	堺市建築都市局 都市再生部 部長	堺市
高橋 悦子	堺市建設局 自転車まちづくり部 部長	堺市

## 堺市中心市街地活性化協議会幹事会規程

最終改正 平成31年1月10日

### (趣旨)

第1条 この規程は、堺市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）規約第13条第2項の規定に基づき、堺市中心市街地活性化協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第9条第2項各号に掲げる事項についての必要な協議又は調整に関する事項
- (2) 本規程第7条により専門部会が設置された場合、その運営に関する事項
- (3) その他、会長が別に指示する事項

### (組織)

第3条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

### (幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事長は、堺まちづくり株式会社事務局長をもって充てる。

2 副幹事長は、幹事長が指名する者をもって充てる。

3 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (幹事)

第5条 幹事は、会長が指名する者をもって充てる。

### (会議)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、幹事会を主催し、会議の議長となる。

3 幹事長は、必要に応じて幹事会に関係者等の出席を求めることができる。

### (専門部会)

第7条 幹事会は、本規程第2条について専門的に協議し、事業化に向けた検討を行うために、専門部会を置くことができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について会長に報告しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、幹事長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年11月30日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年3月21日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 第24回堺市中心市街地活性化協議会

## 書面開催説明資料

(同封した書類についての補足説明)

- 第24回堺市中心市街地活性化協議会 次第

実際に会議を開催した場合に予定していた会議次第です。フェニーチェ堺を会場とし、報告事項3件と議案4件についてご審議いただく予定としておりました。

- 報告事項

- 第1号 堺市中心市街地活性化協議会委員の交代について

堺市の人事異動により産業振興局長が花野様から奈良様に交代されたことを受けて、当協議会の委員も交代されました。

- 第2号 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の交代について

幹事会幹事につきましても前回協議会以降の各所属先の人事異動により、6名の方々が交代されました。

- 第3号 堺市中心市街地活性化基本計画の変更及び内閣総理大臣認定について

前回の協議会においてご審議いただき、ご承認いただいた中心市街地活性化基本計画の計画期間の延長等の変更につきまして、国の関係省庁との調整の結果、計画の内容は変わりませんが、記載の形式について一部修正して提出した結果、3月30日に内閣総理大臣認定を受けたことをご報告するものです。

- 議案

- 第1号 令和元年度事業報告

当協議会としての令和元年度の取組みとその結果の報告です。

- 第2号 令和元年度決算報告

令和元年度の事業報告に対応する決算の報告です。

収入の部では、総額 39,750,000 円を当初予算として見込んでいたところ、39,413,020 円にとどまりました。

これに対し支出の部では、総額 40,284,323 円の当初予算に対し 39,612,809 円に抑えることができ、若干の収支差額を次年度に繰り越すことになりました。

詳細について、あらかじめ4月14日に監事お二人に監査をお願いしたところ、適正であるとの監査報告書を頂きましたので添付しております。

- 第3号 令和2年度事業計画(案)

令和2年度の取組みをご提案するものです。内容は基本的に昨年度までの取組みを継続し、計画期間の最終年度として、堺市中心市街地の再生に向けて将来にわたり、それぞれの取組みを継続・連携・発展させるための方向付けを行ってまいります。

- 第4号 令和2年度予算(案)

事業計画に記載した取組みに必要な費用を見積るとともに、各機関からの負担

金・補助金及びイルミネーション協賛金の見込み額を考慮して、収支各予算総額で、50,584,534円と見込んでおります。

- 参考資料

通例に従い、前回開催時点と今回開催時点の、協議会名簿及び規約、並びに幹事会名簿及び幹事会規程を参考資料として添付しております。

- 書面表決書

議案書に記載しました各議案に対する賛否を個別に表明頂くことにしております。それぞれ「賛成する」「反対する」どちらかに○印をつけて、住所・氏名とご捺印をいただいた上、同封の返信用封筒にて、**5月27日(水)必着**でご返送下さいますようお願い致します。

以上

令和 年 月 日

堺市中心市街地活性化協議会

会長 隈元英輔様

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 書 面 表 決 書

私は、第24回堺市中心市街地活性化協議会の書面決議に関して、下記の通り書面をもって議決権を行使いたします。

### 記

第1号議案 令和元年度事業報告について

原案に 賛成する ・ 反対する

第2号議案 令和元年度決算報告

原案に 賛成する ・ 反対する

第3号議案 令和2年度事業計画(案)

原案に 賛成する ・ 反対する

第4号議案 令和2年度予算(案)

原案に 賛成する ・ 反対する

以上

なお、議決以外にご意見等がありましたら裏面に自由にご記入ください。

委員のお名前： \_\_\_\_\_

ご意見を自由にお書き下さい。